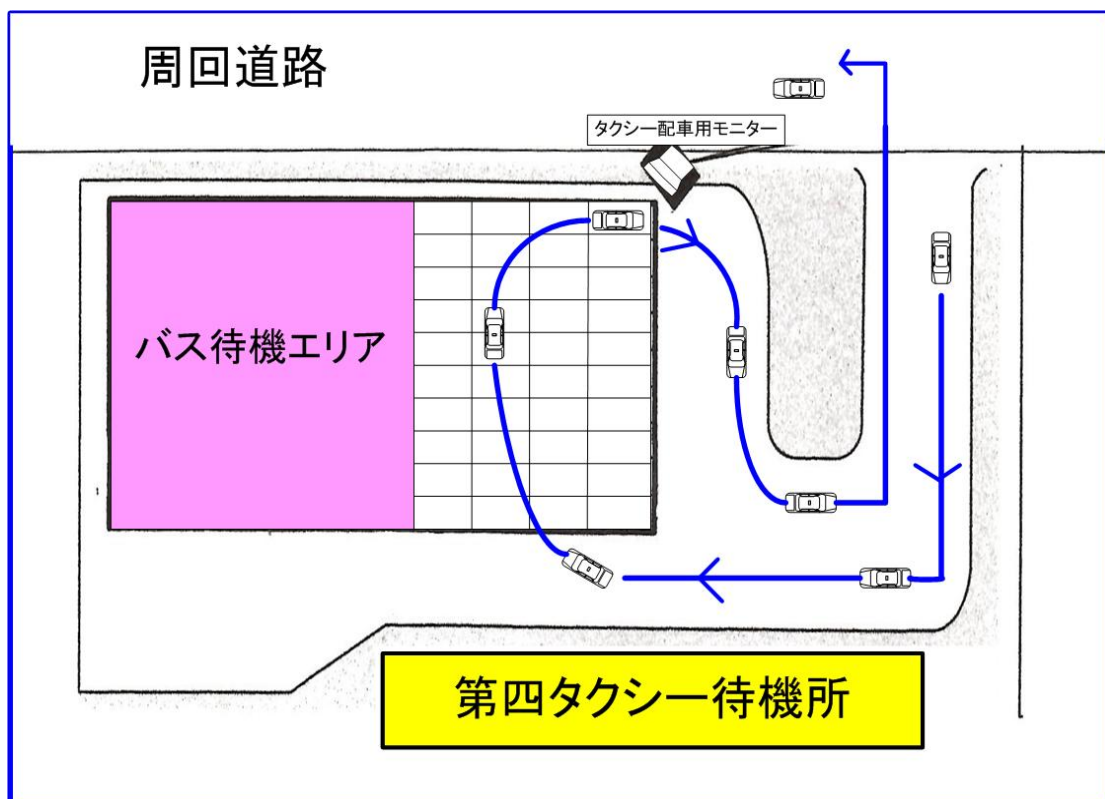


第4 タクシー待機所にチャーターバスが駐車します。

第3ターミナルにある東京空港検疫所支所では、海外から帰国・入国する方に対して新型コロナウイルスの検査を実施しており、陰性であっても、到着後翌日から起算して14日間の自宅等での自主隔離及び公共交通機関を使用しないことを要請しています。

そのため、自主隔離である自宅等が遠方であり、公共交通機関を使わざるをえない方につきましては、羽田空港近辺のホテル等を確保いただき、東京空港検疫所支所がチャーターしている周回バスにて羽田近郊へ運送しています。

この度チャーターバスの待機場所として使用している羽田空港第3ターミナル北側駐車場が工事を行うため待機できなくなってしまうため、周回バスの待機場所の代替地として、当該工事期間中羽田空港第四タクシー待機所内の一部を使用することになりました。第5優良タクシー乗り場に入構する際第4タクシー待機所を経由される場合は十分注意するよう関係事業者様にご連絡お願いいたします。



(公財) 東京タクシーセンター指導部